

長崎市屋外広告物条例施行規則新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○長崎市屋外広告物条例施行規則 （趣旨） 第1条 この規則は、長崎市屋外広告物条例（平成8年長崎市条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。 （禁止地域） 第3条 条例第4条第13号に規定する市長が定める基準は、次のとおりとする。 （1）博物館及び美術館 博物館法（昭和26年法律第285号）第10条に規定する登録を受けていること。 （2）病院 患者20人以上の収容施設を有していること。 （許可の申請） 第4条 条例第7条、第8条又は第12条第5項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部又は全部を省略することができる。 （1） 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真 （2） 広告物若しくは掲出物件の形状、寸法、材料、構造、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する仕様書及び図面 （3） 建築物を利用する広告物又は掲出物件にあつては、当該建築物との位置関係を示す正面図及び側面図 （4） 既設の広告物又は掲出物件がある場合においては、これらの表</p>	<p>○長崎市屋外広告物条例施行規則 （趣旨） 第1条 （同左） （定義） 第2条 （同左） （禁止地域） 第3条 （同左） （1） （同左） （2） （同左） （許可の申請） 第4条 （同左） （1） （同左） （2） （同左） （3） （同左） （4） （同左）</p>

示面積、種類並びに個数を明らかにする書類及び現況を示すカラー写真	
(5) 他人が所有し、若しくは管理する土地、建築物若しくは工作物に広告物若しくは掲出物件を表示し、又は設置する場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し	(5) (同左)
(6) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、他の法令の規定による許可等を要する場合は、当該許可等を受けていることを証する書類の写し	(6) (同左)
(広告物活用地区における確認の申請)	(広告物活用地区における確認の申請)
第5条 条例第9条第2項の規定による確認を受けようとする者は、屋外広告物確認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。	第5条 (同左)
2 前条の規定は、屋外広告物確認申請書を提出する場合について準用する。	2 (同左)
(景観保全型広告整備地区における届出)	(景観保全型広告整備地区における届出)
第6条 条例第10条第6項の規定による届出をしようとする者は、屋外広告物設置届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。	第6条 (同左)
2 第4条の規定は、屋外広告物設置届を提出する場合について準用する。	2 (同左)
(広告物協定地区における認定の申請等)	(広告物協定地区における認定の申請等)
第7条 条例第11条第1項に規定する市長が定める土地は、軌道、水路、農地その他これらに類する景観の保全に支障のない土地とする。	第7条 (同左)
2 条例第11条第1項の規定による広告物協定が適当である旨の市長の認定、同条第3項の規定による広告物協定を変更する旨の市長の認定又は同条第7項の規定による広告物協定を廃止する旨の市長の認定を受けようとする者は、広告物協定認定申請書(第4号様式)に広告物協定書の写し及び広告物協定地区の位置図(広告物協定を廃止する旨の市長の認定を受けようとする場合を除く。)を添えて、市長に提出しなければならない。	2 (同左)
3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査	3 (同左)

し、当該内容が適当であると認めるときは、広告物協定認定書（第5号様式）を交付するものとする。

（適用除外の基準）

第8条 条例第12条第2項第1号から第3号まで、第3項第1号及び第3号並びに第6項に規定する市長が定める基準は、別表第1のとおりとし、条例第12条第4項については、別表第1の2のとおりとする。

（経過措置）

第9条 条例第13条に規定する市長が定める広告物又は掲出物件は、鉄骨造り、石造りその他これらに類する堅ろうなもので、かつ、建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準ずるものと市長が認めたものとする。

2 条例第13条に規定する市長が定める日については、新たに条例第4条から第11条の規定を受けることとなる日から7年間とする。

（規格の設定）

第10条 条例第15条に規定する市長が定める規格は、別表第2のとおりとする。

（許可等の期間）

第11条 条例第16条第1項に規定する市長が定める許可等の期間は、別表第3のとおりとする。

（許可等の期間の更新）

第12条 条例第16条第3項の規定による許可等の期間の更新を受けようとする者は、許可等の期間が3月を超え3年以内のものにあつてはその期間の満了の日の1月前までに、3月以内のものにあつては10日前までに、屋外広告物更新許可等申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 広告物又は掲出物件の現状及び付近の状況を十分に知ることができきるカラー写真

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、他の法令の規定によ

（適用除外の基準）

第8条 （同左）

（経過措置）

第9条 （同左）

2 （同左）

（規格の設定）

第10条 （同左）

（許可等の期間）

第11条 （同左）

（許可等の期間の更新）

第12条 （同左）

(1) （同左）

(2) （同左）

る許可等を要する場合は、当該許可等を受けていることを証する書類の写し

(変更等の許可等)

第13条 条例第17条の規定による変更等の許可等を受けようとする者は、屋外広告物変更等許可等申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の屋外広告物変更等許可等申請書には、第4条各号に掲げる書類又は図面のうち当該変更等に関する事項を明らかにしたものを添付しなければならない。

(軽微な変更又は改造)

第14条 条例第17条第1項に規定する市長が定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 広告物又は掲出物件の表示内容を変更しない補修、塗料の塗り替え、補強、美化等

(2) 定期的に変更する広告物を表示するために設置した施設又は物件に表示する広告物の表示の変更

(3) 色彩、意匠その他表示の方法を変更しない形状又は面積の縮小(許可等の基準)

第15条 条例第18条第1項に規定する許可等の基準は、別表第4第1項の地域区分に応じ、同表第2項の許可等の基準のとおりとする。

(許可等又は届出の表示)

第16条 市長は、第4条、第5条、第12条又は第13条の規定による許可等の申請に基づき許可等をするときは、申請書の写しに許可印(第8号様式)又は確認印(第9号様式)を押し、屋外広告物許可等証票(第10号様式)を添えて、申請者に交付するものとする。

2 市長は第6条の規定による届出があったときは、屋外広告物届出証票(第11号様式)を届出者に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、はり紙については、当該はり紙に許可等済印(第12号様式)又は届出済印(第13号様式)を押し、

(変更等の許可等)

第13条 (同左)

2 (同左)

(軽微な変更又は改造)

第14条 (同左)

(1) (同左)

(2) (同左)

(3) (同左)

(許可等の基準)

第15条 (同左)

(許可等又は届出の表示)

第16条 市長は、第4条、第5条、第12条又は第13条の規定による許可等の申請に基づき許可等をするときは、屋外広告物許可書(第8号様式)又は屋外広告物確認書(第9号様式)に、屋外広告物許可等証票(第10号様式)を添えて、申請者に交付するものとする。

2 市長は第6条の規定による届出があったときは、屋外広告物届出証票(第11号様式)を届出者に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、はり紙については、当該はり紙に許可等済印(第12号様式)又は届出済印(第13号様式)を押し、

屋外広告物許可等証票又は屋外広告物届出証票の交付に代えるものとする。

(完了の届出)

第16条の2 条例第19条の2の規定による届出をしようとする者は、屋外広告物(表示・設置)完了届(第13号様式の2)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第21条第3項に規定する簡易な広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者については、この限りでない。

- (1) 広告物又は掲出物件の完成後のカラー写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

(除却及び滅失届)

第17条 条例第21条第2項又は第33条第3項の規定による届出は、屋外広告物除却・滅失届(第14号様式)により行うものとする。

2 前項の届出には、広告物又は掲出物件の除却後の状況を十分に知ることができる写真を添付しなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第18条 条例第24条第1項第1号に規定する市長が定める場所は、長崎市公告式条例(昭和26年長崎市条例第41号)第2条第2項に規定する掲示場とする。

2 条例第24条第1項第2号に規定する市長が定める方法は、市のホームページへの掲載とし、広告物又は掲出物件の保管を始めた日から起算して3月の間公表することとする。

3 条例第24条第2項の保管物件一覧簿の様式は、屋外広告物保管物件一覧簿(第15号様式)のとおりとし、都市計画部まちづくり推進室に備え付けるものとする。

(広告物又は掲出物件の返還に係る受領書の様式)

第19条 条例第28条に規定する市長が定める受領書の様式は、第16号様式のとおりとする。

(立入検査)

第20条 条例第30条第2項及び第51条第2項に規定する身分を

屋外広告物許可等証票又は屋外広告物届出証票の交付に代えるものとする。

(完了の届出)

第16条の2 (同左)

(1) (同左)

(2) (同左)

(除却及び滅失届)

第17条 (同左)

2 (同左)

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第18条 (同左)

2 (同左)

3 (同左)

(広告物又は掲出物件の返還に係る受領書の様式)

第19条 (同左)

(立入検査)

第20条 (同左)

示す証明書は、身分証明証（第 1 7 号様式）とする。 （管理者の設置）	（管理者の設置）
第 2 1 条 条例第 3 2 条第 1 項に規定する市長が定める大規模な広告物又は掲出物件とは、鉄骨造り、石造りその他これらに類する堅ろうなもので、かつ、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 8 8 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準ずるものと市長が認めたものとする。	第 2 1 条 （同左）
2 条例第 3 2 条第 1 項に規定する市長が定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1） 条例第 3 5 条第 1 項の規定による登録をした屋外広告業者 （2） 条例第 4 9 条第 3 項の規定による届出をした屋外広告業者 （3） 条例第 4 4 条第 1 項に規定する講習会修了者等 （4） 第 3 1 条各号に規定する者	2 （同左） （1） （同左） （2） （同左） （3） （同左） （4） （同左）
3 条例第 3 2 条第 2 項に規定する市長が定める簡易な広告物又は掲出物件とは、はり紙、はり札等、立看板等、横断幕・懸垂幕、気球広告及び広告旗とする。 （管理者等の届出）	3 （同左） （管理者等の届出）
第 2 2 条 条例第 3 3 条第 1 項の規定による届出は、屋外広告物管理者設置届出書（第 1 8 号様式）により行うものとする。	第 2 2 条 （同左）
2 条例第 3 3 条第 1 項に規定する市長が定める事項は、次のとおりとする。 （1） 広告物又は掲出物件の種類及び件数 （2） 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所 （3） 条例第 3 2 条第 1 項後段の規定により前条第 2 項各号に規定する資格を有する者を管理者として置く場合は、その資格	2 （同左） （1） （同左） （2） （同左） （3） （同左）
3 屋外広告物許可申請書又は屋外広告物確認申請書に当該広告物又は掲出物件を管理する者の氏名又は名称、住所等を記載して申請した場合は、第 1 項の届出をしたものとみなす。	3 （同左）
4 条例第 3 3 条第 2 項又は第 4 項の規定による届出は、屋外広告物設置者・管理者変更届（第 1 9 号様式）により行うものとする。	4 （同左）

(登録の更新の申請期限)

第23条 屋外広告業者は、条例第35条第3項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(登録申請書の様式)

第24条 条例第36条第1項に規定する申請書の様式は、第20号様式のとおりとする。

(登録申請書の添付書類)

第25条 条例第36条第2項に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が、法人である場合にあつては、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(以下「役員」という。)、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人が、条例第38条第1項各号に該当しない者であることを誓約する誓約書(第21号様式)
- (2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第44条第1項各号に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面
- (3) 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。)の登録申請者略歴書(第22号様式)
- (4) 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

2 市長は、次に掲げる者に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)について、同法第30条の7第5項の規定によるその提供を受けることが出来ないとき、又は同法第30条の8第1項の規定によるその利用ができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

- (1) 登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者

(登録の更新の申請期限)

第23条 (同左)

(登録申請書の様式)

第24条 (同左)

(登録申請書の添付書類)

第25条 (同左)

- (1) (同左)

- (2) (同左)

- (3) (同左)

- (4) (同左)

2 (同左)

- (1) (同左)

<p>(2) 登録申請者が法人である場合にあっては、その役員（当該役員が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人）</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>(3) 登録申請者が選任した業務主任者 (屋外広告業者登録簿)</p>	<p>(3) (同左) (屋外広告業者登録簿)</p>
<p>第26条 条例第37条第1項の屋外広告業者登録簿の様式は、第23号様式のとおりとする。</p>	<p>第26条 (同左)</p>
<p>2 条例第37条第2項による通知の際、市長は、屋外広告業登録済証（第24号様式）を登録申請者に交付するものとする。 (変更の届出)</p>	<p>2 (同左) (変更の届出)</p>
<p>第27条 条例第39条第1項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を屋外広告業登録事項変更届出書（第25号様式）に添付しなければならない。</p>	<p>第27条 (同左)</p>
<p>(1) 条例第36条第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限る。) 登記事項証明書</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) 条例第36条第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>(3) 条例第36条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第25条第1項第1号及び第3号の書面</p>	<p>(3) (同左)</p>
<p>(4) 条例第36条第1項第4号に掲げる事項の変更 第25条第1項第1号及び第3号の書面</p>	<p>(4) (同左)</p>
<p>(5) 条例第36条第1項第5号に掲げる事項の変更 第25条第1項第2号の書面</p>	<p>(5) (同左)</p>
<p>2 市長は、第25条第2項各号に掲げる者に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第30条の7第5項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の8第1項の規定によるその利用ができないときは、変更の届出をした者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。 (廃業等の届出)</p>	<p>2 (同左) (廃業等の届出)</p>
<p>第28条 条例第41条第1項の規定による廃業等の届出は、屋外広告</p>	<p>第28条 (同左)</p>

業廃止届（第26号様式）に、交付を受けている屋外広告業登録済証又は屋外広告業届出済証を添えて行うものとする。

（講習会）

第29条 市長は、条例第43条第1項に規定する講習会を開催しようとするときは、講習会の開催予定日の2週間前までに、開催の日時、場所及び受講の申込期限その他講習会の開催に関し必要な事項を公告するものとする。

2 講習会の講習要目及びその内容は、別表第5のとおりとする。

（受講手続等）

第30条 講習会を受けようとする者は、講習会受講申込書（第27号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票抄本又は住民票謄本

(2) 次条に規定する講習会の過程の一部の免除を受ける者は、同条各号のいずれかに該当することを証する書類

2 市長は、前項の講習会受講申込書の提出があったときは、講習会受講票（第28号様式）を申込者に交付するものとする。

3 市長は、講習会の過程を修了した者に講習会修了証明書（第29号様式）を交付するものとする。

（講習会過程の一部免除）

第31条 市長は、講習会を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、講習要目の屋外広告物の施工に関する事項の過程を免除する。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき帆布

（講習会）

第29条 （同左）

2 （同左）

（受講手続等）

第30条 （同左）

(1) （同左）

(2) （同左）

2 （同左）

3 （同左）

（講習会過程の一部免除）

第31条 （同左）

(1) （同左）

(2) （同左）

(3) （同左）

(4) （同左）

製品科に係る職業訓練指導員免許を受けた者若しくは帆布製品製造科に係る職業訓練を修了した者又は帆布製品製造に係る技能検定に合格した者

(講習会運営の委託)

第32条 条例第42条第2項の規定による委託をする場合の相手方は、屋外広告業を営む者が組織する団体など講習会の運営に関する事務を的確に処理する能力があると市長が認めるものとする。

2 条例第43条第2項の規定による委託をする場合の事務の範囲は、次に掲げる事務以外の全部又は一部とする。

- (1) 講習会の開催の公告
- (2) 講習会修了者の判定

(講習会修了者等と同等以上の知識を有する者としての認定)

第33条 条例第44条第1項第5号の規定による認定は、次の各号の条件を具備する者に対して行うものとする。

- (1) 営業所において、広告物の表示又は掲出物件の設置の責任者として、5年以上の経験を有すること。
- (2) 過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反していないこと。

2 前項の認定を受けようとする者は、講習会修了者等認定申請書(第30号様式)に前項第1号の条件を具備することを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の認定をしたときは、講習会修了者等認定書(第31号様式)を交付するものとする。

(標識の掲示)

第34条 条例第45条に規定する市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 業務主任者の氏名

(講習会運営の委託)

第32条 (同左)

2 (同左)

- (1) (同左)
- (2) (同左)

(講習会修了者等と同等以上の知識を有する者としての認定)

第33条 (同左)

(1) (同左)

(2) (同左)

2 (同左)

3 (同左)

(標識の掲示)

第34条 条例第45条に規定する市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 商号、名称又は氏名及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 登録番号及び登録年月日
- (4) 登録の有効期限
- (5) 業務主任者の氏名

- 2 条例第45条の規定により屋外広告業者が掲げる標識の様式は、第32号様式のとおりとする。
- 3 条例第49条第2項の規定により条例第35条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなされた者（以下「特例屋外広告業者」という。）については、前2項の規定は、第1項第2号中登録番号及び登録年月日とあるのは「届出番号及び届出年月日」と、前項中「第32号様式」とあるのは「第33号様式」と読み替えて適用する。

（特例屋外広告業者の届出）

第35条 条例第49条第3項の規定により届出を行おうとする特例屋外広告業者は、第34号様式による届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。
- (1) 長崎県屋外広告物条例第29条の登録を受けたことを証する書面
- (2) 第25条第1項第2号に掲げる書面
- 3 市長は、第1項の届出があったときは、屋外広告業届出済証（第35号様式）を交付するものとする。

（特例屋外広告業者届出簿）

第35条の2 条例第49条第7項の特例屋外広告業者届出簿の様式は、第34号様式の2のとおりとする。

（特例屋外広告業者の変更の届出）

- 第36条 特例屋外広告業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、第36号様式による変更届出書を市長に提出しなければならない。
- (1) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- (3) 前号の営業所ごとに置かれる業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の場合において、当該変更が前項第3号に掲げる事項の変更

- 2 条例第45条の規定により屋外広告業者が掲げる標識の様式は、第32号様式のとおりとする。
- 3 条例第49条第2項の規定により条例第35条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなされた者（以下「特例屋外広告業者」という。）については、前2項の規定は、第1項第3号中「登録番号及び登録年月日」とあるのは「届出番号及び届出年月日」と、同項第4号中「登録の有効期限」とあるのは「届出の有効期限」と、前項中「第32号様式」とあるのは「第33号様式」と読み替えて適用する。

（特例屋外広告業者の届出）

第35条 （同左）

- 2 （同左）
- (1) （同左）
- (2) （同左）
- 3 （同左）

（特例屋外広告業者届出簿）

第35条の2 （同左）

（特例屋外広告業者の変更の届出）

第36条 （同左）

- (1) （同左）
- (2) （同左）
- (3) （同左）
- 2 （同左）

であるときは、前条第2項第2号に掲げる書面を変更届出書に添付しなければならない。

(帳簿の記載事項等)

第37条 条例第46条の規定により屋外広告業者が備える帳簿(以下「帳簿」という。)の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 当該表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

2 帳簿の様式は、第37号様式のとおりとする。

3 第1項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

4 帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)は、広告物の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

5 屋外広告業者は、帳簿(第3項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保管しなければならない。

(監督処分簿の備付け等)

第38条 条例第50条の屋外広告業者監督処分簿の様式は、第38号様式のとおりとし、都市計画部まちづくり推進室に備え付けるものとする。

(審議会の組織)

第39条 長崎市屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)は、委

(帳簿の記載事項等)

第37条 (同左)

(1) (同左)

(2) (同左)

(3) (同左)

(4) (同左)

(5) (同左)

2 (同左)

3 (同左)

4 (同左)

5 (同左)

(監督処分簿の備付け等)

第38条 (同左)

(審議会の組織)

第39条 (同左)

員20人以内で組織する。	
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。	2 (同左)
(1) 学識経験のある者	(1) (同左)
(2) 関係業界を代表する者	(2) (同左)
(3) 関係官公庁の職員	(3) (同左)
(4) 市民	(4) (同左)
3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によりこれを行うものとする。	3 (同左)
(審議会の委員の任期)	(審議会の委員の任期)
第40条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、前条第2項第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。	第40条 (同左)
2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	2 (同左)
(審議会の会長)	(審議会の会長)
第41条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。	第41条 (同左)
2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。	2 (同左)
3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。	3 (同左)
(審議会の会議)	(審議会の会議)
第42条 審議会の会議は、会長が招集する。	第42条 (同左)
第43条 審議会は、委員(臨時に委員を置いたときは、これを含む。以下同じ。)の半数以上が出席しなければ開くことができない。	第43条 (同左)
第44条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。	第44条 (同左)
(審議会への関係人の出席)	(審議会への関係人の出席)
第45条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。	第45条 (同左)
(審議会の庶務)	(審議会の庶務)
第46条 審議会の庶務は、都市計画部まちづくり推進室において処理する。	第46条 (同左) (委任)

(委任)

第47条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。ただし、第38条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 長崎市屋外広告物審議会規則(平成8年長崎市規則第67号)は、廃止する。

(既存の広告物等の特例)

3 条例附則第2項に規定する市長が定める広告物又は掲出物件は、鉄骨造り、石造りその他これらに類する堅ろうなもので、かつ、建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準ずるものと市長が認めたものとする。

4 条例附則第2項に規定する市長が定める日は、平成16年6月30日とする。

附 則(平成11年3月26日規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の長崎市屋外広告物条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第47条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。ただし、第39条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 (同左)

(規則の廃止)

2 (同左)

(既存の広告物等の特例)

3 (同左)

4 (同左)

附 則(平成11年3月26日規則第34号)

(施行期日)

1 (同左)

(経過措置)

2 (同左)

附 則(平成12年3月14日規則第23号)

附 則（平成12年3月14日規則第23号）
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

- 附 則（平成14年4月25日規則第90号）
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
 - 2 改正前の長崎市屋外広告物条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成15年5月2日規則第67号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年7月30日規則第68号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月13日規則第85号）
この規則は、平成17年1月4日から施行する。

- 附 則（平成17年8月19日規則第116号）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 改正前の長崎市屋外広告物条例施行規則に定める様式の用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

- 附 則（平成19年9月28日規則第67号）
- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第16条の次に1条を加える改正規定及び第13号様式の次に1様式を加える改正規定は、平成20年1月4日から施行する。
（経過措置）

（同左）

- 附 則（平成14年4月25日規則第90号）
（施行期日）
- 1 （同左）
（経過措置）
 - 2 （同左）

附 則（平成15年5月2日規則第67号）
（同左）

附 則（平成16年7月30日規則第68号）
（同左）

附 則（平成16年12月13日規則第85号）
（同左）

- 附 則（平成17年8月19日規則第116号）
（施行期日）
- 1 （同左）
（経過措置）
 - 2 （同左）

- 附 則（平成19年9月28日規則第67号）
- 1 （同左）

（経過措置）
 - 2 （同左）

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

屋外広告物許可申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所
 氏名 ㊟
 （電話 — — ）
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

長崎市屋外広告物条例 第7条
第8条
第12条第5項 の規定により、次のとおり申請します。

表示又は設置場所	
用途地域	
許可地域の区分※	第1種 第2種 第3種 その他（ ）
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
表示面積の合計	m ²

工事施工者	住所 氏名 ㊟（電話 — — ） 屋外広告業 { 登録 } 番号 { 登録 } 年月日 届出		
管理者	住所 氏名 ㊟（電話 — — ） 有する資格 1 屋外広告業 2 屋外広告士 3 講習会修了者 4 建築士 5 その他（ ） 資格の届出等番号 第 号		
表示又は設置場所の所有者（管理者）の承諾	住所 氏名 ㊟（電話 — — ）		
建築基準法による工作物確認	要・不要	対象となる広告物	裏面広告物の番号を記入してください
道路法による占用許可	要・不要	対象となる広告物	裏面広告物の番号を記入してください
他の法令による許可等	要・不要	対象となる広告物	裏面広告物の番号を記入してください
※ 備考	※ 受 付		
	※ 手数料合計		

- （注意） 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 申請者は、広告物件の持ち主又は広告表示者とし、それ以外の者が申請するときは、委任状を添付してください。
 3 高さ4メートルを超える広告物については、資格を有する管理者が必要です。

裏面

広告物の種類		表示内容	材質	寸 法	面積	照明面積	※手数料
①				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
②				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
③				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
④				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑤				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑥				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑦				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑧				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑨				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑩				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
合計							

(注意) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 ポール型広告、広告塔、広告板、屋上広告、アーチ型広告については、面積欄に高さを記入してください。

屋外広告物確認申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所
 氏名 ⑩
 （電話 — — ）
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

長崎市屋外広告物条例第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

表示又は設置場所	
用途地域	
許可地域の区分※	第1種 第2種 第3種 その他（ ）
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
表示面積の合計	m ²

工事施工者	住所 氏名 ⑩（電話 — — ） 屋外広告業 { 登録 } 番号 { 届出 } 年月日		
管理者	住所 氏名 ⑩（電話 — — ） 有する資格 1 屋外広告業 2 屋外広告士 3 講習会修了者 4 建築士 5 その他（ ） 資格の届出等番号 第 号		
表示又は設置場所の所有者（管理者）の承諾	住所 氏名 ⑩（電話 — — ）		
建築基準法による工作物確認	要・不要	対象となる広告物	裏面広告物の番号を記入してください
道路法による占用許可	要・不要	対象となる広告物	裏面広告物の番号を記入してください
他の法令による許可等	要・不要	対象となる広告物	裏面広告物の番号を記入してください
※ 備考	※ 受 付		
	※ 手数料合計		

- （注意）1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 申請者は、広告物件の持ち主又は広告表示者とし、それ以外の者が申請するときは、委任状を添付してください。
 3 高さ4メートルを超える広告物については、資格を有する管理者が必要です。

裏面

広告物の種類		表示内容	材質	寸 法	面積	照明面積	※手数料
①				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
②				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
③				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
④				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑤				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑥				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑦				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑧				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑨				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑩				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
合計							

(注意) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 ポール型広告、広告塔、広告板、屋上広告、アーチ型広告については、面積欄に高さを記入してください。

第3号様式（第6条関係）

屋外広告物設置届

年 月 日

（あて先）長崎市長 様

届出者 住所
氏名 ⑩
（電話 — — ）
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

長崎市屋外広告物条例第10条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

表示又は設置場所	
用途地域	
許可地域の区分※	第1種 第2種 第3種 その他（ ）
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
表示面積の合計	m ²

工事施工者	住所 氏名 ⑩（電話 — — ） 屋外広告業 { 登録 } 番号 { 登録 } 年月日 届出		
管理者	住所 氏名 ⑩（電話 — — ） 有する資格 1 屋外広告業 2 屋外広告士 3 講習会修了者 4 建築士 5 その他（ ） 資格の届出等番号 第 号		
表示又は設置場所の所有者（管理者）の承諾	住所 氏名 ⑩（電話 — — ）		
建築基準法による工作物確認	要・不要	対象となる広告物	裏面広告物の番号を記入してください
道路法による占用許可	要・不要	対象となる広告物	裏面広告物の番号を記入してください
他の法令による許可等	要・不要	対象となる広告物	裏面広告物の番号を記入してください
※ 備考	※ 受 付		※ 届 出

- （注意）1 ※印欄は、記入しないでください。
2 申請者は、広告物件の持ち主又は広告表示者とし、それ以外の者が申請するときは、委任状を添付してください。
3 高さ4メートルを超える広告物については、資格を有する管理者が必要です。

裏面

広告物の種類		表示内容	材質	寸 法	面積	照明面 積	※手数料
①				縦 m	横 m ×	m ²	m ²
②				縦 m	横 m ×	m ²	m ²
③				縦 m	横 m ×	m ²	m ²
④				縦 m	横 m ×	m ²	m ²
⑤				縦 m	横 m ×	m ²	m ²
⑥				縦 m	横 m ×	m ²	m ²
⑦				縦 m	横 m ×	m ²	m ²
⑧				縦 m	横 m ×	m ²	m ²
⑨				縦 m	横 m ×	m ²	m ²
⑩				縦 m	横 m ×	m ²	m ²
合計							

(注意) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 ポール型広告、広告塔、広告板、屋上広告、アーチ型広告については、
面積欄に高さを記入してください。

第4号様式中「※1は該当する方に○を囲み」を「1 ※1は該当するものに○をつけ」に、「※2は」を「2 ※2は」に改める。

第6号様式から第9号様式までを次のように改める。

第6号様式（第12条関係）

屋外広告物更新許可等申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所
氏名 ⑩
（電話 — — ）
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

長崎市屋外広告物条例第16条第3項の規定により、次のとおり申請します。

表示又は設置場所	
用途地域	
許可地域の区分※	第1種 第2種 第3種 その他（ ）
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
表示面積の合計	m ²
現在の許可等年月日番号	年 月 日 長崎市指令第 号

管理者	住所 氏名 ⑩（電話 — — ） 有する資格 1 屋外広告業 2 屋外広告士 3 講習会修了者 4 建築士 5 その他（ ） 資格の届出等番号 第 号		
表示又は設置場所の所有者（管理者）の承諾	住所 氏名 ⑩（電話 — — ）		
建築基準法による工作物確認	要・不要	対象となる広告物	裏面広告物の番号を記入してください
道路法による占用許可	要・不要	対象となる広告物	裏面広告物の番号を記入してください
他の法令による許可等	要・不要	対象となる広告物	裏面広告物の番号を記入してください
※ 備考			※ 受 付
			※ 手数料合計

- （注意） 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 申請者は、広告物件の持ち主又は広告表示者とし、それ以外の者が申請するときは、委任状を添付してください。
3 高さ4メートルを超える広告物については、資格を有する管理者が必要です。

裏面

広告物の種類	表示内容	材質	寸 法	面積	照明面積	※手数料
①			縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
②			縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
③			縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
④			縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑤			縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑥			縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑦			縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑧			縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑨			縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
⑩			縦 横 m× m × 面	m ²	m ²	
合計						

(注意) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 ポール型広告、広告塔、広告板、屋上広告、アーチ型広告については、面積欄に高さを記入してください。

第7号様式（第13条関係）

屋外広告物変更等許可等申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所
 氏名 ㊟
 （電話 — — ）
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

長崎市屋外広告物条例第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

表示又は設置場所	
用途地域	
許可地域の区分※	第1種 第2種 第3種 その他（ ）
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
表示面積の合計	m ²
現在の許可等年月日番号	年 月 日 長崎市指令第 号

工事施工者	住所 氏名 ㊟（電話 — — ） 屋外広告業 { 登録 } 番号 { 登録 } 年月日 届出		
管理者	住所 氏名 ㊟（電話 — — ） 有する資格 1 屋外広告業 2 屋外広告士 3 講習会修了者 4 建築士 5 その他（ ） 資格の届出等番号 第 号		
表示又は設置場所の所有者（管理者）の承諾	住所 氏名 ㊟（電話 — — ）		
建築基準法による工作物確認	要・不要	対象となる広告物	裏面広告物の番号を記入してください
道路法による占用許可	要・不要	対象となる広告物	裏面広告物の番号を記入してください
他の法令による許可等	要・不要	対象となる広告物	裏面広告物の番号を記入してください
※ 備考	※ 受 付		
	※ 手数料合計		

- （注意） 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 申請者は、広告物件の持ち主又は広告表示者とし、それ以外の者が申請するときは、委任状を添付してください。
 3 高さ4メートルを超える広告物については、資格を有する管理者が必要です。

裏面

		変 更 前	変 更 後	※手数料
①	広告物の種類			
	表示内容			
	材質			
	寸 法	縦 m×横 m × 面	縦 m×横 m × 面	
	面 積	m ²	m ²	
	照 明 面 積	m ²	m ²	
②	広告物の種類			
	表示内容			
	材質			
	寸 法	縦 m×横 m × 面	縦 m×横 m × 面	
	面 積	m ²	m ²	
	照 明 面 積	m ²	m ²	
③	広告物の種類			
	表示内容			
	材質			
	寸 法	縦 m×横 m × 面	縦 m×横 m × 面	
	面 積	m ²	m ²	
	照 明 面 積	m ²	m ²	
④	広告物の種類			
	表示内容			
	材質			
	寸 法	縦 m×横 m × 面	縦 m×横 m × 面	
	面 積	m ²	m ²	
	照 明 面 積	m ²	m ²	
⑤	広告物の種類			
	表示内容			
	材質			
	寸 法	縦 m×横 m × 面	縦 m×横 m × 面	
	面 積	m ²	m ²	
	照 明 面 積	m ²	m ²	
合 計		m ²	m ²	

(注意) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 ポール型広告、広告塔、広告板、屋上広告、アーチ型広告については、面積欄に高さを記入してください。

屋 外 広 告 物 許 可 書

長崎市指令第 _____ 号
 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所
 氏名 _____ 様

長崎市長 印

申請のあった屋外広告物については、長崎市屋外広告物条例 { 第7条
 第8条
 第122条第5項 } の規定に
 より、次のとおり許可します。

表示又は設置場所		
許可地域の区分		
表示又は設置期間	年 月 日から	年 月 日まで
広告物の個数		
表示面積の合計	m ²	
許可手数料		
管理者	住所	
	氏名	
許可の条件		

第 9 号様式（第 1 6 条関係）

屋 外 広 告 物 確 認 書

長崎市指令第 _____ 号
 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所
 氏名 _____ 様

長崎市長



申請のあった屋外広告物については、長崎市屋外広告物条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり確認します。

広告物活用地区名		
表示又は設置場所		
表示又は設置期間		_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
広告物の個数		
表示面積の合計		_____ m ²
確認手数料		
管理者	住所	
	氏名	
確認の条件		

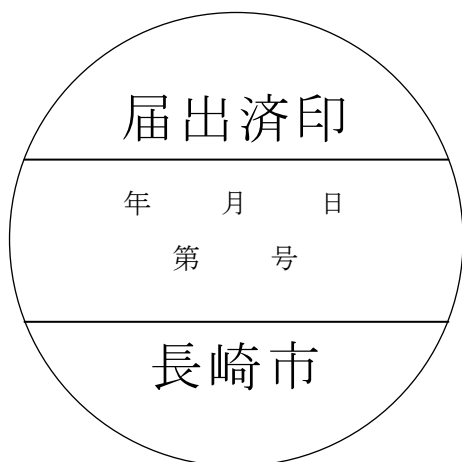
第 1 2 号様式及び第 1 3 号様式を次のように改める。

第 1 2 号様式（第 1 6 条関係）



直径 3 センチメートル

第 1 3 号様式（第 1 6 条関係）



直径 3 センチメートル

第 1 3 号様式の 2 中

「

届出者住所

氏名 ④ を

（電話 — — ）

」

「
届出者 住所
氏名 ⑩ に、「設置者名」を「工事施
(電話 — —)
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
」

工者名」に、「表示（設置）」を「(表示・設置)」に、

「
※印欄は、記入しないでください。 を
」

「
1 ※印欄は、記入しないでください。
2 広告物又は掲出物件の、完成後のカラー写真を添付してください。
」

に改める。

第14号様式中

「
届出者住所
氏名 ⑩ を
(電話 — —)
」

「
届出者 住所
氏名 ⑩ に、
(電話 — —)
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
」

「
住所
氏名 (電話 — —)
有する資格 を
1 屋外広告業 2 講習会修了者 3 建築士 4 その他 ()
資格の届出等番号 第 号
」

「

住所
氏名 (電話 - -)
有する資格
1 屋外広告業 2 屋外広告士 3 講習会修了者 4 建築士
5 その他 ()
資格の届出等番号 第 号氏名

に、

」

「

※印欄は、記入しないでください。
 管理者の有する資格欄は、該当するものに○をつけてください。

を

」

「

- ※印欄は、記入しないでください。
- 管理者の有する資格欄は、該当するものに○をつけてください。
- 広告物又は掲出物件の除却状況がわかる写真を添付してください。

に改

」

める。

第15号様式中

保管場所	備考
------	----

を

年度	
保管場所	備考

に

改める。

第17号様式中「第51条第2項」を「第51条第1項」に改める。

第18号様式中 「届出者住所 氏名」 を 「届出者 住所 氏名」 に、「所有者・

住所」を「所有者及び所有者の住所」に、

「

・ 屋外広告業届出者 () 都道府県・市 第 号
・ 講習会修了者 () 都道府県・市 第 号
・ 建築士 () 都道府県・市 第 号
・ その他 ()
都道府県・市 第 号

を

」

「

・ 屋外広告業届出者 () 都道府県・市 第 号
・ 屋外広告士 第 号
・ 講習会修了者 () 都道府県・市 第 号
・ 建築士 () 都道府県・市 第 号
・ その他 ()
都道府県・市 第 号

」

に、

「※印欄は」を「1 ※印欄は」に、「管理者の有する」を「2 管理者の有する」に改める。

第19号様式中 「届出者住所 氏名」を「届出者住所 氏名」に、

「

変更内容	
------	--

」

を

「

変更内容	屋外広告物（設置者・管理者）の変更
------	-------------------

」

に、

「

・ 屋外広告業届出者 () 都道府県・市 第 号
・ 講習会修了者 () 都道府県・市 第 号
・ 建築士 () 都道府県・市 第 号
・ その他 ()
() 都道府県・市 第 号

」

を

「

・ 屋外広告業届出者 () 都道府県・市 第 号
・ 屋外広告士 第 号
・ 講習会修了者 () 都道府県・市 第 号
・ 建築士 () 都道府県・市 第 号
・ その他 ()
都道府県・市 第 号

」

に、

「※印欄は」を「1 ※印欄は」に、「管理者の有する」を「2 変更内容欄及び管理者の有する」に改める。

「
第20号様式中 申請者 氏名 を
」

「
申請者 住所
氏名 に改め、
(電話 — —)
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
」

「
備考
1 ※印のある欄には記入しないこと。
2 「新規 更新」については不要なものを消すこと
3 「法人・個人の別」については1又は2のいずれか該当する方に丸印を付すこと。
」

を

「
(注意)
1 ※印欄は、記入しないでください。 に
2 登録の種類欄及び法人・個人の別欄は、該当するものに○をつけてください。
」

改める。

第21号様式中「登録申請書」を「登録申請者」に、

「
申請者 を
」

「
申請者 住所
氏名 に改める。
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
」

第23号様式及び第24号様式表面を次のように改める。

第 2 3 号様式（第 2 6 条関係）

屋 外 広 告 業 者 登 録 簿

番 号	登 録 番 号	登 録 年 月 日	有 効 期 限	商 号、 名 称 又 は 氏 名 代 表 者 名	住 所	長 崎 市 の 区 域 内 に お い て		業 務 主 任 者 の 氏 名、 資 格	法 人 で あ る 場 合 役 員 の 氏 名	法 定 代 理 人 の 氏 名
						営 業 を 行 う 営 業 所				
						名 称	所 在 地			

※業務主任者の氏名は、所属する営業所ごとに記載すること。

第 2 4 号様式（第 2 6 条関係）
（表 面）

屋 外 広 告 業 登 録 済 証

登録番号

住所
商号、名称又は氏名
代表者の氏名

長崎市屋外広告物条例第 3 5 条第 1 項の規定により、屋外広告業の登録
をした者であることを証します。

- 1 登録年月日
- 2 登録の有効期限
- 3 業務主任者の氏名及び
所属する営業所の名称

年 月 日

長崎市長



第 2 5 号様式中

「
（電話 — — ） を
」

「
（電話 — — ）
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） に、「第 3 7 条」を「第 3 9 条第 1 項」
」

に改める。

第 2 6 号様式中

「
（電話 — — ） を
」

「
（電話 — — ） に、「屋外広告業登録番号」を「屋外広告
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
」

業登録・届出番号」に、「登録年月日」を「登録・届出年月日」に、

「届出の理由」を「廃止の理由」に、「届出理由」を「廃止の理由」に、

「
（注意）「法人・個人」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、該当する
ものに丸印をすることを
」

「
（注意） 1 「法人・個人」、廃止の理由欄及び屋外広告業者と届出人との関係欄については、該当する
ものに○をつけてください。 に
2 屋外広告業登録済証又は屋外広告業届出済証を添付してください。
」

改める。

第 3 2 号様式及び第 3 3 号様式を次のように改める。

第 3 2 号様式（第 3 4 条関係）

← 40cm →	
↑	
屋外広告業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
営業所の名称及び所在地	
登録番号	
登録年月日	
登録の有効期限	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名	
↓	
35 cm	

第 3 3 号様式（第 3 4 条関係）

← 40cm →	
↑	
屋外広告業者届出済票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
営業所の名称及び所在地	
届出番号	
届出年月日	
届出の有効期限	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名	
↓	
35 cm	

「
届出者住所
第34号様式中 氏名 ㊟ を
(電話 — —)
」

「
届出者住所
氏名 ㊟ に、
(電話 — —)
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
」

「 「
1 法人 を 1 法人 ・ 2 個人 に改める。
2 個人
」 」

第35号様式表面を次のように改める。

屋外広告業届出済証

届出番号

住所
商号、名称又は氏名
代表者の氏名

長崎市屋外広告物条例第 4 9 条第 3 項の規定により、屋外広告業の届出をした者であることを証します。

- 1 届出年月日
- 2 届出の有効期限
- 3 業務主任者の氏名及び
所属する営業所の名称
- 4 長崎県における登録番号

年 月 日

長崎市長



第 3 5 号様式裏面中「登録内容」を「届出内容」に改める。

第 3 5 号様式の 2 中

「

届 出 年月日	届出 番号

」

「

届出 番号	届 出 年月日

」

を

に改める。

第 3 6 号様式中 届出者

㊞ を

「
届出者 住所
氏名

(電話 — —) ㊞

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

に改める。

」

第38号様式中「(第37条関係)」を「(第38条関係)」に、

「

登録 年月 日	登録 番号

」

「

登録・届 出番号	登録・届 出年月日

」

を

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の長崎市屋外広告物条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。